

原元いんえん!
山口ネッドウーク
2020年10月11日の報告
核兵器禁止条約
2021年1月22日発効
第393号

代表者 小中 進
〒742-1513 山口県熊毛郡
田布施町麻郷 587
Tel. Fax 0820-55-6291
振込口座(年会費2000円)
(郵) 01590-5-27469
口座名「原元いんえん山口ネッドウーク」
作製・印刷
周防灘の自然を守る会
三浦翠社

核兵器禁止条約
発効のために働き
続けて下さった世界中
のみなさん
ありがとう!
日本政府は批准を!

次の佳ネウ

2020年11月8日(日) 13時30分
場所・周南市市役所
ミビック交流室6
マスクと検温をよろしく。

10月7日、昨年に続き、今年も中国電力は山口県に
上関原発予定地田の浦の海上ボーリング調査の許
可申請をした。新聞記事より。↓

速報
10月29日 山口県はボーリング調査
を許可。期間は3ヶ月間。
中電に
返すのか。

10月20日、地元4団体で、県にボーリング許可を出さ
ないよう申し入れをしました。

この日は、明治学院大学名誉教授で、漁業法
の専門家の熊本一規さんも参画して下さりました。
申し入れ書と、回答など ↓ P4 ↓ P6
この日は、時間不足となったため、祝島島民
の会では引きついで、県に公函質問状を送り
ました。 ↓ P5

21日には「上関原発用地埋立禁止住民訴訟
の会も、県に「ボーリングを許可しないよう」申し
入れをしました。
光市長選の結果

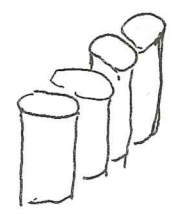
中川照さんが当選のおめでとうございます。
県内では一人上関原発反対を表明され
ている首長です。
光市議の仲山哲司さん、田辺守さん、周防
大島町の田中豊文さん、砂田雅一さんも選
ばれました。おめでとうございます。

市川 照	14312	票 投票率
磯部 登志恵	12517	" 63.61%

福島才一原元のトリチウム汚染水のこと

政府は今月中に海洋放出を決定するつもりだが、
10月23日、延期を求めた。

新聞記事 ↓ P7
核のごみ処分地について、大島聖一・立命館大教授の意
見より。 ↓ P8



北海道寿都町、神原内村が高レベル放射性廃棄物最終
処分場の選定に向けた文献調査の受入れを表明し
たことについて。



その他関連情報
① 江島潔経産副大臣(参院山口)「上関原発計画進むべき」と
発言。(10/30経)

- 河野規制改革相「再生エネ規制総点検、設置基準を緩和」
(10/20経)
- 生物多様性目標達成できず。止まらぬ絶滅、社会にも
影響。(10/16日経)
- 原発被災者訴訟、国の責任二審が初認定(10/1中口)
- 10/3、原告側と国、東電双方が上告。(10/14日経)
- 高浜4号、特重施設のみこれ10/7停止。(10/6中口)
- 東電金品受領を捜査不直へ。検察、市民団体の告発状受理。
(10/6中口)
- 電力増産外の国民負担1.6兆円(10/9朝日) ↓
- MOX工場事業史上合格(10/8中口)
- 核のごみ処分、初調査へ。北海道2町村意向表明(10/4中口)
↓ P8
- 女川2号機、宮城県知事再稼働に同意。(10/15中口)
- 梶山経産相インタビュー。「原発の再稼働もできないう
状態」で新設話ほごまかい。(10/14日経)
- 上関(原発計画)について、中電社長は「脱炭素系には原発
新增設必要」と(10/14山日新聞)
- 脱炭素系、企業価値に直結。日本企業界から(10/10日経)
- 温室効果ガス2050年にゼロ宣言。菅首相所信表
明演説で。「原発を進めると表明。10/27各紙

■例会の報告(10月11日)

○参加地域 田布施、光、下松、周南、山口、宇部

○小中代表より

▼コロナの先行きも見えない中、中電が10月7日に田の浦のボーリング調査許可申請を県に出しました。

昨年は、10月8日で、結局海がシケる時期にならなかった。状況は全く変えられないのに、なぜまたボーリング調査をしようとするのかわかりません。

更に、今年もコロナがあります。お年寄りの多い上岡町や祝島にはなるべく行かないようにしているのに、ボーリング調査で作業員が上岡町に来ること自体よくないと思います。

地元々団体では10月20日には、県に許可しないよう申し入れをするつもりになりました。

▼光市は虹ヶ丘団地からは上岡原発予定地がよく見えるという事もある、上岡原発反対の世論が非常に強いです。

市川市長は県内の自治体の長のうちただ一人、自民党員でありながら、上岡原発建設に反対を表明されています。

今回は対抗馬の磯部氏が出たことにより、市川氏の「原発に反対の立場が、より鮮明になり、支持もよりしつかりしてきました。

光市議選も同時にあります。光市に知人の居られる方は是非声かけをお願いします。

○現地のようす。(小中さんより)

先日の強い風の吹いた台風以来、忙しく現地には行っていません。

○ボーリング調査について。

昨年、中電は、四代漁協と県漁協の同意書を取って県に申請。

県は、祝島がその海域で漁をしていることを知りながら、四代漁協の同意のみで良いとして、祝島漁民が利害関係人であることを無視する答弁をしている。(戸倉県議)

しかし、漁業権はその海域で漁をしなくてもいい

権利である(四代漁協の)排他独占の権利ではない。県の認識はまちがっている。(熊本一規さんより)

○10月20日の申し入れには熊本一規さんも来られ申し入れに加って下さるようになりました。(小中さん)

県議団も同席します。(戸倉県議)

○熊本一規さんの学習会を計画します。

各学習会は申し入れ後、県庁の議会棟請願室で行いました。コロナ対策で人数が制限されたため、広く呼びかけることができず、残念でした。

各学習会の報告をミッドメモりました。↓P⑩

○山口県のホームページの国民の暮らしに次のような投稿がありました。(二十葉さん) ↓P⑨

こんな違法な行為をしている中電に、山口県がボーリング許可を認めるとはおかしいと思う。



②

○宇部市民の会では8日に光市長選について話し合いました。県内ではこの市長選ほど原発がテーマになった選挙はない。市川さんには県知事になら欲しい。

他の自治体や県の選挙では自公候補は原発問題とさける。

それが政治への関心を下り、投票率そのものびない結果にならざる。(浜野さん)

○中国五県連絡会議の総会が11月14-15日鳥取であります。行かれる方は先口頭の通信のP⑥と見てください。木原さんに連絡して下さい。(二十葉さんより)

○松江市では新庁舎建設の是非をめぐって住民投票法の制定を求めたが、市議会が否決した。

(二十葉さんより)

○宇部市民の会のこと(浜野さんより)

山泉純一郎氏の講演会以来、今に至るまでこの会になりません。山泉講演会の券を買った人との関係を深めてゼロから始めれば6人が宇部市民の会の会員となりました。その会員がまた次の会員を募集して

山口・美弥、山陽小野田にも広がっています。
この「原発いらん、山口ネットワーク」から通信が
毎月出ていることはとも刀になります。
いろいろ情報ももらえ、私たちも3ヶ月に一度づつ
通信を作っています。

○この、ネットワークの通信も、直接書くのは3、浦が
すが、新聞記事を集めてくたさるのには千葉さんが、
印刷をいろいろするグループがある、発送作業は、山口
防衛のメンバーが担っています。

原稿はFAXで小中さんとやりとりをして推敲して
います。多くの人が力を集めて毎月お届けしています。

○福島第一原発の汚染水問題について。(千葉さんより)
政府は海洋放出の方針を出そうとしているが、日経
新聞によれば、その7割には多核種が含まれていて、
その除去のテストをこれから始めるという。
ものゝ決めの方の「順序」がなっていないのでは、

○伊方原発について。
伊方3号は現在、裁判の判決で停止中。
四国電力が、異議を申し立て、その審査が
行われる。

・10月30日 2号機の廃炉が決った。
・使用済核燃料の乾式貯蔵について、規制委が安全
基準審査を通した。

・3号機はフルサーマルなのでその使用済核燃料
はプールで100年くらい冷し続けないといけないとい
う。水がなくなれば、空中にポルトニウムが出て大
変なことになる。100年たつたとして、その後の処
理の見直しもない。

・土倉県議(伊方原発を定める山口裁判の会)

伊方原発が広島高裁で運転停止を求め
られたのは、活断層と火山の問題。

伊方が活断層で危険なのは、こんなに近い上
関も危険にちがいない。

また火山では、上関も伊方と同じく阿蘇山から
130km 圏内に入っている。

○3・11が起る前に、上関原発の設置許可申請書
出され、審査委員会が回持たれた。
そこで専門家が、中電の設置許可申請書は全くで
たらぬ。この原発をつくるのはよくないから、この設
置許可委員会には関心せず、で終っている。
そのすぐ後に、福島が起きた。

3・11前は、審査委員会が何と言おうと、60%まで原発
をつくってきた。

しかし今はもうはいりません。(美野さんより)

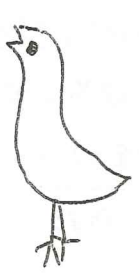
○江島産葉木副大臣の記者会見。 ↓

「食品と暮らしの安全」の月刊紙の記事より。

中国の沿岸には48基の原発があり、それも日本海の
海水温の上昇に影響があるのでは……。

○「地球温暖化はCO₂のせいではない」という説と、「CO₂は温室効
果があり、地球温暖化の主な原因になっている」という説
があります。どう考えたらいいのか……。

「もはやそんなことを議論している段階ではないと回った。
」といひかきまわしてやらないと、まじいもにもどうする
(アップポイント)を越えこまうっていると指摘する
人もいる



裁判のこと。

○伊方原発再稼働差止の裁判(本訴)
出回支部
2022/10/2月18日(木) 14時
埋立免許差止の裁判
自然の権利裁判
伊方(原発)3号機(運転差止処分命令)
(広島地裁)
2020年10月30日(金) 14時

○10月20日最高裁は上関原発用地埋立禁止
住民訴訟の会の上告を受理せず、広島高
裁の判決が確定。住民訴訟とはなった。
○10月29日の伊方原発再稼働差止の裁判は、原告側
平野高が育った富海さんの陳述があり、さう
に原告側代理が四国電力の耐震見つもりが甘々、
地盤調査の不充分さを明らかにした。

2020年10月20日

山口県知事
村岡 嗣政 様

原発に反対する上関町民の会
共同代表 山根 善夫
共同代表 村田 喜代子
上関原発を建てさせない祝島島民の会
代表 清水 敏保
上関の自然を守る会
共同代表 高島 美登里
共同代表 山本 尚佳
原発いらん!山口ネットワーク
代表 小中 進
原水爆禁止山口県民会議
議長 榎本 康仁

上関原発計画予定地の海上ボーリング調査申請の不許可を求める申し入れ

平素から、県政発展と県民の安全や公共の福祉向上のために尽力されておられることに対し、心より敬意を表します。

さて、中国電力は、2019年6月に公有水面埋立免許の延長を申請し、山口県はこれを許可しました。続いて、中国電力は、同年10月に海上ボーリング調査に必要な上関原発予定地海域の占有許可を申請し、これも山口県は許可しました。調査自体は、準備作業も行われないうちに、同年12月に山口県へ占有許可廃止を届け出て、調査は一時中断されていましたが、2020年10月7日、中国電力は、再び海上ボーリング調査に必要な許可申請書を山口県に提出しました。

2011年3月の福島第一原発事故以降、原発新設をめぐる情勢は大きく変わり、2018年7月に閣議決定された国のエネルギー基本計画にも上関原発を含む新增設は盛り込まれていません。さらには自然環境に与える影響を鑑みても、上関に原発を建設する必要はないと考えます。

ついては、上関原発計画予定地の海上ボーリング調査申請を不許可にされるよう下記のとおり申し入れますので、特段の対応をいただくよう要請します。

なお、回答につきましては、申し入れ当日の回答に加えて、書面でも行われることを要請します。

申し入れ事項

1. 上関原発予定地の海上ボーリング調査に係る一般海域占有許可申請を不許可とすること。➔

➔ 県 現在審査中。条例に従って判断する。ボーリングは原発建設とは別。

④

- 2. 昨年のボーリング調査の際に出された一般海域占有許可に関して、以下の点について明らかにすることを要望する。
 - 1) 中国電力が廃止届を出すに至った要因は何か。また、その要因は、現在解消されたのか。
 - 2) 一般海域占有許可を出す際に、「この占有及び工作物の設置によって損失を受ける者があるときは、許可を受けた者の負担において原状回復又は損失の補償を行うこと」と条件が付されているが、その条件が満たされたか否かを確認したのか。
- 3. 新型コロナウイルス感染症が流行しているさなか、いまだ着工の目処が立っていない原発建設に関連したボーリング調査は、これこそ不要不急のものではないのか。県の見解について説明を要望する。
- 4. ナメクジウオ(環境省レッドリスト2017 絶滅危惧種Ⅱ類)を始めとする希少生物の保護について、県が主体性をもって事業者に指導すること。

➔ 県 ボーリングは行われておらず、損失を受けたものはいない。

➔ 県 条例に従って判断

➔ 県 中国電力の責任が対知すべき。

以上

- 上関原発を建てさせない祝島島民の会の代表町議の清水さんの発言。
「私たちは、2000年の8澳協と中電と中電の漁業補償金の受取りを拒否し、38年間上関原発計画に反対してきました。
県は去年はボーリングはできなかったから損害は与えていないと言うか、そんな事はない。
今はあの海域でヤズやハマチがいらはん釣れる時異月。
たとえ中電がボーリングをしようとしても去年と同じでボーリングはできない。
私たちは当り前の仕事をしたいから中電に海面占有許可を出さないでほしいと言っている。- 祝島の若い世代のUさんから
「昨年の申し入れで、県は、この件に適用する条文はないことを認めている。政治は法律にもとづいてなされなければいけないのに、今年もまた「条例に従って」をくり返す。去年私たちの言ったことが全く理解されていらない。怒りしかない!」
- 町民の会のJさんより。祝島上関は高齢化が著しいので、みんなコロナが入ったら大変だとすごく心配している。ボーリング調査のために外部から作業員が入り込むことはやめしてほしい。県が許可してコロナが出たら県の責任だ。
もし県は後日文書で回答すると約束した。

出たら県の責任だ。
もし県は後日文書で回答すると約束した。

祝島漁民の会より、県への公開質問状です。

2020年10月23日

村岡嗣政山口県知事殿

上関原発を建てさせない祝島漁民の会
代表 清水 敏保

一般海域占用許可に係る利害関係人についての公開質問状

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、中国電力より申請されました一般海域占用許可に係る利害関係人につきまして、下記のとおり質問いたしますので、11月7日までにご回答くださるようよろしくお願いいたします。

敬 具

記

I. 「漁業権は排他独占的権利」について

山口県は、漁業権は排他独占的権利、という見解を持っています。

なるほど、水産庁ホームページには、次のような記述があります。

・漁業権は一定の水面で特定の漁業を排他的に営む権利であり、下記の種類があります。

(https://www.jfa.maff.go.jp/j/yugyo/y_kisei/gyo_hou/)

・漁業法では、漁業権は「一定の水面において特定の漁業を一定の期間排他的に営む権利」とされています。

(https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/gyogyouken_jouhou3.html)

しかし、これらの記述は誤解を招きかねない不正確な記述と思われる。

それは、共同漁業権の漁場区域内に定置漁業権や区画漁業権が存在し得ることだけからも明らかです。水産庁で「漁業法の神様」と呼ばれていた浜本幸生氏が平林・浜本著『水協法・漁業法の解説』に明記されているように、「漁業権は漁場の独占利用権でもなく、水面を支配し又は占有する権利でもない」のです。実際、共同漁業権の漁場区域においては、定置漁業権等が並存し得るのみならず、海水浴やサーフィンなどの自由使用も自由に行なえ、共同漁業権以外のあらゆる権利・利益が並存可能です。

ところで、少なくとも浜本幸生氏がご健在の頃(1999年まで)は、漁業権の定義に「排他的」という表現が使われたことはありません。「排他的」という表現の淵源は漁業法研究会『逐条解説 漁業法』(2005年11月発行)にあると思われる。

同書36頁には、次のように記されています。

(4)漁業権は漁業を排他的に営む権利である。

漁業権は、漁業を排他的に営むことのできる権利であるので、漁場区域内において漁業権に基づかず同種の漁業が営まれれば、当該漁業を排除することができる(法第23条第1項参照)。

このように、「排他的」という表現が最初に使われた際には、排斥し得る対象は、「同種の漁業」しかも「漁業権に基づかずに営まれている同種の漁業」に限定されて

いたのです。ところが、その後、「排他的」の意味が次第に拡大解釈され、今では、水産庁によってさえ対象の限定なしに使われるに至ったと解釈するほかありません。

上掲引用文に記されている漁業法第23条第1項も、「漁業権は、物権とみなす」この規定であり、漁業権が物権的権利であることの根拠にはなっても「排他的権利」であることの根拠にはなりません。

漁業権が排斥し得る権利・利益は、「同種の漁業」、より正確に言えば「面的かつ立体的に同一の水域において同一の魚種を対象とする漁業」に限られると思われま

す。以上のことは、10月22日に、熊本一規明治学院大学名誉教授が水産庁の管理調整課等に連絡して確認されたことです。水産庁は、同教授の見解に同意され、内部的に検討すると回答されたそうです。

そこで、以下、質問します。

Q1. 山口県は、漁業権が排斥し得る権利・利益を如何に考えておられるのか。

II. 一般海域占用許可の利害関係人を「排他独占的権利」に限定することについて

山口県は、一般海域占用許可の利害関係人を「排他独占的権利」、具体的には、共同漁業権の権利に限定されています。

しかし、そのように限定できる法的根拠は全くないこと、条例にも全く規定がないことは、山口県自身、認められています。

ただ、その理由として「ボーリング調査が排他独占的に占有区域を使用するため、占有区域内の排他独占的権利(共同漁業権)とボーリング調査は相容れないから」と説明されています。

しかし、この説明は、共同漁業権が漁場区域を排他独占的に使用するとの上記誤解に基づくものであり、共同漁業権が共同漁業権以外のあらゆる権利・利益と並存可能である以上、理由としても成り立ちません。

もちろん、海面を使用する事業が海面に存する権利を侵害して損失が生じる場合には、損失補償を支払って権利者の同意を得ない限り、事業実施は違法に当たります。

共同漁業権も祝島漁民の持つ「慣習法上の公共用物使用権」も、海面を排他独占的に占有する権利ではありません。また、権利侵害に伴う損失補償が支払われなければボーリング調査が違法事業になる点も全く同じです。

したがって、利害関係人に共同漁業権者のみを含め、公共用物使用権の権利者を含めない根拠は全くありません。

そこで、以下、質問します。

Q2. 行政行為には法的根拠が必ず必要と思われるが、山口県は、法的根拠がないのに「運用してきたから」を理由として行政行為を行なっておられるのか。そうだとすれば、本末転倒であるばかりか、違法行為にあたるのではないか。

Q3. 利害関係人に共同漁業権者を含め、公共用物使用権の権利者を含めない根拠は何か。

以上

<p>イベント情報</p> <p>白井 聡 講演会 2020.11月8日(日) 14:00~16:00 1500円 山口県教育会館大ホール 連絡: lymg-manabi@gmail.com</p>
<p>2020 岩国行動に集まろう</p> <p>11月28~29日 岩国市民文化会館小ホール 28日 15時~ 岩口市庁前広場など 17時 及 基地交流会 29日 9:30 岩国国際運搬集會 11:30 屋外集會・基地正門へのデモ 主催 Pシブ各同行動・岩国若者反戦交流集會 実行委</p>
<p>2020.11.11. 朝鮮学校に補助金 11:40~ 復活を! 岩国のみ。 山口県庁前ひろば"</p>

中国電力は7日、上関町で計画する上関原発の建設予定地で海底の地質を調べ、ボーリング調査に必要な許可申請書を山口県に提出した。

調査は、原発の新規制基準に対応するための活断層の有無を調べるのが目的。当初は2019年11月に準備作業を始める予定だった

中電が県に申請書

2010810


が、反対派住民の抗議活動や海象条件の悪化などで12月に中断。その後、20年4月に作業台船の確保ができないうとして同10月ごろまで延期すると発表していた。中電上関原子力発電所準備事務所の担当者は「許可が出れば作業できるという準備を進めたい」と話した。

一方、上関原発を建てさせない祝島島民の会の清水敏保代表(65)は「コロナ禍でまさかあるとは思わなかった。県に認めないように入力したいが、新型コロナウイルスの状況を踏まえ皆と相談したい。県が認めた場合は監視行動をしていく」と話した。(寺田昌行)

上関原発計画 ボーリング調査

阿武町に13基の風車の建設を計画している日立マシナリアルエジーの説明会に出席した花田町長は、「しっかりとデータを示して説明してほしい」と発言。

10/8山口新聞



ボーリング調査
山口県不許可を
上関原発住民ら要請

中国電力が山口県上関町に建設を計画する上関原発について県に海上ボーリング調査の許可申請を出したのを受け、県内5団体が20日、県に申請を不許可にするよう申し入れ書を提出した。県側は「現在審査を行っているところ。条例に従って適切に対処したい」との回答にとどまった。

申し入れ書は村岡副知事宛で「新型コロナウイルス感染症が流行しているなか、着工のめどが立つていない原発建設に関連したボーリング調査はこれこそ不要不急」などと主張。約10人が県庁を訪れ、代表して「原発に反対する上関町民の会」の山根善夫共同代表が県商工労働部の機関理事に手渡した。

中国電力は今月7日に県条例に基づく「一般海域の占用許可」を申請した。

県は何度も県条例に従う、というが、どの条文かと聞いても答えられない。「運用で済む」という。つまり、やりたい事が先にあって、「この法律を使おうや」という感じのやり方があるらしいのだ。税金の仕事をするなら法律にないことをするな。(M)

県から
10月20日の県への申し入れに対し、10月28日(文書での)回答が届きました。P④の申し入れ書とこらしめわせ2見下さい。(FAXで受け取ったものを打ちなおしています)

山口県商工労働部理事山口県商工労働部理事より。

「上関原発計画予定地の海上ボーリング調査申請の不許可を求める申し入れ」について(回答)

記

- ① 申し入れ事項1について
このたびの一般海域占用申請については、現在、審査を行っているところであり、どこまでも一般海域の利用に関する条例に従って、適切に対処する。
- ② 申し入れ事項の2の1)について
事業者から提出された廃止届によれば、作業スケジュールが大幅に遅れ、今後の海象条件や資機材・作業員の手配、占用許可期間内での占用行為の完了が困難となったため、とされている。
また、廃止届を出すに至った要因が、その後解消されたかどうかについては一般海域の占用許可の事務において確認する必要がない。
- ③ 申し入れ事項の2の2)について
お示しの許可条件は、一般海域の利用に関する条例に基づき占用許可された物件について、他人に損失を与えた場合、その責任が一般海域管理者である県ではなく、許可を受けた者にあることを明確にしたものである。
昨年の海上ボーリング調査は実施されておらず、そもそも、許可に係る占用によって損失を受けたものがあるとは考えていない。
- ④ 申し入れ事項の3について
ボーリング調査に係る一般海域占用申請書については、事業者の判断により提出されたものであり、県としては、提出された申請書について、どこまでも一般海域の利用に関する条例に従って、適切に対処する考えである。
なお、県としては、新型コロナウイルス感染症への対応について、企業・業者の皆さんに対し、感染拡大防止のための適切な対策の徹底をお願いしているところである。
- ⑤ 申し入れ事項4について
お示しの希少生物への対応については、事業者である中国電力の責任で対応すべきと考えており、県としては、ボーリング調査の実施に当たっては、中国電力において適切な環境保全措置が図られるよう、必要な要請をしまいる。

⑥ 祝島からの公園頂向状に対しては後日回答することです。

海洋放出月内決定見送り

福島第1処理水 政府、調整に時間

東京電力福島第1原発の汚染水を浄化した後の処理水の処分方針について、政府は今月中の決定を見送る方針を決めた。複数の政府関係者が23日、明らかにした。既に福島県内の自治体などに海洋放出を前提にした説明を始め、閣僚会議で正式決定する構えだったが、調整に時間を要する見通しになった。

梶山弘志経済産業相は記者会見で「具体的な決定のタイミングをお伝えできる段階にはない。丁寧に事を運みたい」と語った。方針を決める閣僚会議が27日にも開かれるとの報道が一部であったことは「27日に政府方針の決定はしない」と否定した。

会見に先立ち政府は、第1原発の廃炉・汚染水対策チーム会合を首相官邸で開

水の着実な処分や、海洋放出時の風評被害対策の徹底を重視する意見があった。今後、議論を深め方針決定へ検討を続けることを確認した。

これまで政府は方針決定に向け関係者らの意見聴取会合を4月から計7回開き、29団体43人から意見を聞いた。意見公募で寄せられた意見は計4011件。重複も数えると「処理水は人体に有害だ」などとして安全性を懸念したのが約2700件、「漁業者らが反対する中で結論を出すべきではない」など合意プロセスを不安視したのが約1400件だったという。

経産省によると、出席した各省副大臣らから、処理

処理水海洋放出に反発

福島漁業者「風評対策無駄に」

過酷事故を起こした東京電力福島第1原発で増え続ける放射性物質トリチウムを含む処理水を巡り、政府が月内にも海洋放出を決定する方針を固めたことを受け、福島県の漁業関係者からは16日、「これまでの努力が無駄になる」「海洋放出には反対」という懸念する声が上がった。

福島県沖では事故直後、全面的に漁を自粛。2012年6月に海域と魚種、操業日などを絞った試験操業が始まった。東日本大震災後に漁師になった相馬市の男性(32)は「風評対策など努力が無駄になってしまっているのではないか」と不安を吐露する。魚は種類ごとに1検体を抽出し検査した上で出荷しているが、「海洋放出後に1匹でも基準値超えが出たら、信用は地に落ち

るといって恐怖と隣り合わせだ」と訴えた。

いわき市の漁業会社の男性(69)は「試験操業を続けてきてようやく福島の魚の安全性が認知されてきたのに、処理水を流されては台無しになってしまう。海に流すことには反対だ」と語気を強めた。

一方で、諦めにも似た声も。いわき市の漁師(80)は「原発事故からもう10年。海洋放出は仕方ない」と話し、「雨や地下水が原発構内に流れ込んでいるの到处



被爆2世団体が政府に反対声明

東京電力福島第1原発の汚染水浄化後に残る放射性物質を含んだ処理水の処分問題を巡り、広島、長崎の被爆者の子どもらでつくる市民団体「全国被爆二世団

体連絡協議会」は23日、海洋放出を検討する政府に対し「核の被害者としてこれ以上の被ばくを生み出すことは容認できない」との声明文を発表した。

同会の崎山昇会長(62)は記者会見で「放射線は浴びれば量に応じた健康リスク

があり、薄めれば良いという考えは誤りだ。国が自分の目の届く所で管理してほしい」と求めた。声明文は22日に菅義偉首相と関係閣僚6人の事務所などに送付した。

声明文では「被爆2世は親が放射線の影響で苦しむ

福島原発の処理水放出 中国「周辺国と協議を」

120.10.20

【北京＝羽田野主】中と述べた。「厳格で透明なやり方で情報を公開する。中国外務省のコメントは初めてだ。」

【北京＝羽田野主】中と述べた。「厳格で透明なやり方で情報を公開する。中国外務省のコメントは初めてだ。」

【北京＝羽田野主】中と述べた。「厳格で透明なやり方で情報を公開する。中国外務省のコメントは初めてだ。」

海洋放出準備 「日本を提訴」

韓国・済州道知事

【ソウル＝建石剛】韓国南部・済州道の元喜龍知事は20日、ソウルの国会で記者会見し、東京電力福島第1原子力発電所の処理水の海洋放出に向けた準備が進んだ場合、日本政府を相手取り、日韓の裁判所や国際裁判所に提訴する考えを表明した。

元氏は、保守系野党「国民の力」内での次期大統領選候補の一人だ。

記者会見で、元氏はドイツや日本の大学の研究結果として、処理水は放出後200日で済州島に達すると主張した。その上で、放出準備の即時中断などを求め、受け入れられなければ「全ての手段を使って対応する」と述べた。沿岸住民らで原告団を構成するとい

H774 汚染の海洋放出反対の署名にご協力下さった皆様ありがとうございます。
42万筆の署名が全国から集ったそうです。
1000リットルコメント4000のうち7割以上が「海洋放出反対でした」
代替案はあります。現在のトン級のタンクから、石油備蓄基地などで使われる10万トン級の大型タンクに置きかえると、面積あたりの貯水容量が増え、共に堅牢さが増え、長期保管すれば放射能は減衰する。
(原子力市民委員会)

高レベル放射性廃棄物地層処分場 神恵内村も文献調査に応募

10月8日、
村長表明へ

北海道寿都町で町長が文献調査応募へ進みだしている。なか、今度は同じ後志総合振興局管内の積丹半島の西側に位置する神恵内村が文献調査へ意欲を示している。

神恵内商工会の役員会で「文献調査推進」の請願を出すことが話し合われ、議題を地域経済振興についてとして臨時総会を招集した。高レベル放射性廃棄物処分場にかかわることだと知らない会員は欠席や委任状提出となり、「文献調査推進」の請願提出を決議。民間団体から請願を出させて、議会で採択し、議会の決定だということでも村長が文献調査に応募の手続きとなる筋書きだ。

8人構成の議会で継続審議となり、経済産業省資源エネルギー庁、原子力発電環境整備機構(NUMO)が用意周到にも議員対象に「高レベル放射性廃棄物の地層処分について」説明(宣伝)。村内4カ所5回の説明をしていった。寿

佐藤英行(後志・原発とエネルギーを考える会)

都町も神恵内村も、区域には経産省が作成した非科学的特性マップ上では3キロ×3キロの地下面積は確保できず、海へはみ出すか隣の自治体にかかる。

神恵内村は主産業が漁業で、隣の泊村に北海道電力泊原発電3基がある。泊原発電は昨年末現在、神恵内村から協力会社は45人が従事している。また、村内の宿泊施設には北電関係者が宿泊しており、泊原発電と経済的に関係していない村民はごくわずかだ。

平成30年度の神恵内村の人口861人、高齢化率43%、一般会計歳出19億7千万円、地方債残高16億8千万円、積立金残高17億5千万円、実質公債費比率4.6と財政運営財政基盤は安定しているといえる。直近人口825人。

方、将来を見てみると、社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によれば10年後の2030年の人口は6500人で高齢化率46.4%としている。人口減少と高齢化率は予測以上に早まるだろう。このことを考えると人口増と雇用の創出が急務であるのはだれが考えても当然



応募表明までの経過

● 寿都町長、神恵内村長、10月8日にも文献調査応募表明
● 寿都町・3日に知事と会談した町長は精密調査にも意欲。7日から15日まで町内各地で9回の町長による説明会。29日にはエネ庁とNUMOが出席しての説明会を開催。30日の町議会全員協議会で、10月8日の次回に決断と表明。10日設立の三子もたちに核のゴミのない寿都を！町民の会は23日、町長に応募検討の即時取り下げを求めて公開質問状。「できれば避けたいが、リコールも考えなければいけない」と。
● 神恵内村・8日、商工会提出の応募請願を村議会が受理。14日には慎重審議を求める陳情も。17日に継続審議としたが、26日から30日まで5回のエネ庁・NUMO主催の説明会の結果を受け、10月2日に総務経済委が請願採択。8日に本会議で採択、村長が応募表明の構え。

識者評論



おおしま・けんいち 67年福井県生まれ。専門は環境経済学。立命館大学教授を経て17年4月から現職。「原発のコスト・エネルギー転換への視点」で大仏次郎論壇賞を受けた。

龍谷大学教授 大島堅一
行うのは認可法人にすぎない原子力発電環境整備機構(NUMO)である。だが、その幹部は原子力・電力関係者で占められ、国民が関与できない。候補地の検討を行う以前に解決しなければならぬ課題は山ほどある。共通するのは、利害関係者のみで意思決定してきた原子力政策の決定プロセスを民主主義的に作り替えること。なかでも情報の公開と管理、意思決定の透明化は、喫緊の課題である。

核のごみ処分地

北海道寿都町、神恵内村が、高レベル放射性廃棄物最終処分場の選定に向けた文献調査の受け入れを表明した。長く停滞していた選定がにわかに動きつつある。

私は、この問題に強い関心を持ち、これまでドイツの中低レベル放射性廃棄物処分場建設地コンラートをはじめアッセやゴアレーベン、さらにスイス、スウェーデン、フィンランドなどを訪ね、政府や事業者とヒアリングをしてきた。

政策決定の在り方見直せ

これら経験から痛感したことは、真剣に最終処分に向き合うのであれば、日本は、事業の在り方、安全に関する考え方だけでなく、原子力政策の意思決定の在り方を改めて見直す必要があるということである。

高レベル放射性廃棄物は10万トン、高レベル放射性廃棄物は10万トン、高レベル放射性廃棄物は10万トン

高レベル放射性廃棄物は10万トン、高レベル放射性廃棄物は10万トン、高レベル放射性廃棄物は10万トン

高レベル放射性廃棄物は10万トン、高レベル放射性廃棄物は10万トン、高レベル放射性廃棄物は10万トン

政策決定の在り方見直せ

高レベル放射性廃棄物は10万トン、高レベル放射性廃棄物は10万トン、高レベル放射性廃棄物は10万トン

高レベル放射性廃棄物は10万トン、高レベル放射性廃棄物は10万トン、高レベル放射性廃棄物は10万トン

高レベル放射性廃棄物は10万トン、高レベル放射性廃棄物は10万トン、高レベル放射性廃棄物は10万トン

上里恵子さんからの投稿です。

《公有水面埋立法》と《重要電源開発地点の指定》

— 上関原発計画の複雑で異様な構造 —

2020.10.20. 上関原発の根っこを見る会 上里恵子

上関原発計画が上関町で浮上したのは1982年。県知事の同意を得て「電源開発基本計画」に組み入れられたのが2001年。そこからこの原発計画は具体的に動き始めることになりました。

2008年には「公有水面埋立」が県知事により《免許》され、今に至っています。浮上から38年。埋立を免許されてから12年。今は県が中国電力に2023年1月6日を埋立の竣工期限として認めた形になっています。2008年に埋立が免許された時は、竣工期限は2012年10月6日でした。知事が【着工から3年】を竣工期限にしていたからです。つまり、工期に10年3月分が加算され【着工から13年3月】が竣工期間として中国電力に与えられた形になっています。

どう見ても異様な事態です。一体どういうことなのでしょう？

公有水面埋立法・13条の2第1項で「指定期間の伸長を許可することができる。」となっており、その条件は【正当な事由がある】かどうかだとしています。県は【正当な事由がある】と認めているわけですが。県が認める【正当な事由】とは何なのか。『中国電力が「上関原発は国から《重要電源開発地点の指定》を受け、今も変わらず指定を受けている」と、経産省からの証明の書類を付けて、埋立伸長申請をしている』からと県は言います。

《重要電源開発地点の指定》とは何でしょうか。

2004年にできた制度で、上関原発は2005年に指定を受けています。第6条に「運転を開始した日まで指定」という条項を持っています。この条項が活着していると中国電力と山口県が言い募りますから、上関原発は【恐ろしい指定】から逃れることが出来ないかのようです。

そんなバカな! です。

《逃れる方法はあるでしょうか》

この《重要電源開発地点の指定》に、附則があり、その2条に「2002年までに電源開発基本計画に組み入れられていた電源については、審査なく指定できる」とあります。上関原発は2001年に組み入れられましたから、これに該当することになりました。では、2001年の「電源開発基本計画組み入れ」とはどのような性質のものなのでしょう。それを探つてゆくと、国・県・中電に対し非を指摘し、【恐怖の指定】を逃れられる方法が判るかも知れません。

《電源開発基本計画に組み入れとは何でしょうか》

この組み入れに際しては、その理由に先ず「電力不足」が挙げられています。「電力の需要は伸び続ける」と。2001年当時と福島第一原発事故後では事情が違います。ましてやコロナ後では、電力需要が伸び続けることはあり得ないでしょう。また、組み入れの審査に際しては結論を急がせた節があり、無理な審査内容になっていることが議事録から読み取れます。「電源開発調整審議会」を踏襲しての審査と言いながら、そのルールを無視した内容を沢山沢山指摘することができます。

理不尽な2001年「電源開発基本計画組み入れ」を理由に、【運転を開始した日まで指定】という制度を温存させてはならず、手つかずの自然《周防灘》に原発を存在させてはならないと思います。

千葉さん(例会の司会, 中国5県連絡会議幹事, 新聞記集収。番号ホ-2029.)

子会社?中国電力ネットワーク9/18リリース

「電柱に施設した接地における抵抗値の測定業務の適正化について」

の

「測定周期超過の箇所については、早期に全数の現地測定を実施するとともに、改修対象となっていなかった箇所についても、年内を目途に改修を完了するよう作業に着手」
(ホームページより)

上記の中電NWのホームページの記事について。

標記の件、効果殆ど/全く?期待出来ないものの、山口県ホームページにある

「知事への提言」なるところに以下文書送りました
(ここから)

報道等で、中国電力株式会社が、上関町で進める上関原発建設計画を巡り、建設予定地の埋め立て海域でボーリング調査をするために必要な占用許可申請書を山口県に提出した、と聞いております。一方、4月に中国電力から分社化した中国電力ネットワーク株式会社では、「保安規程ではB種接地について、抵抗値を原則10年に1回測定することと定めていますが、当社エリア内の全てのB種接地(約66万箇所)について調査を行ったところ、定められた周期で測定が行えていないものが3,405箇所あることが判明しました。また、同調査において、抵抗値が所定の値を満たしていないにもかかわらず改修対象となっていなかったものが5,879箇所あることも判明しました」(中国電力ネットワーク株式会社ホームページより)との事で、山口県内にも測定非実施・改修非実施B種接地が存在すると報道されております。当案件以外にも中国電力は過去に法令違反多々起こしていると記憶しております。この様な「法令遵守継続が疑わしい企業」の申請に対して行政として単純に許可を出して良いものでしょうか。少なくとも今回のB種接地に関する法令違反について明確な説明を中国電力と中国電力ネットワークに求め、又測定・改修の必要な県内B種接地の測定・改修が終わり違法状態が無くなってから申請を受け付けるのが行政としての当然の姿勢、と考えますが如何なものでしょうか。もし既に中国電力と中国電力ネットワークが前述対応を済ませているのであれば誠に申し訳ありません。御対応御検討を宜しくお願い致します。

(ここまで)

科学的知見なし 控訴審で主張へ

黒い雨訴訟 広島市県・国

原爆投下後に放射性物質を含む「黒い雨」に国の援護対象区域外で遭い、健康被害を訴える広島県内の男女84人（うち12人は死亡）が被爆者健康手帳の交付を求めた訴訟で、原告全員への手帳交付を命じた7月の一審広島地裁判決を不服として控訴した広島市、県、国側が、控訴審で「原告が被爆者である科学的知見は存在しない」と主張する方針であることが13日分かった。内部被曝の危険性を重視した地裁の判断も誤りと批判し、判決の取り消しを求めている。

控訴理由書によると、被告側は戦後の複数の調査から「広島原爆による放射性降下物の放射線量は、健康被害の発生可能性の見地からは極めて少なく、原告が黒い雨を浴びるなどした場所に降ったという科学的な知見はない」と強調。黒い

内部被曝を認めないことの方が科学的だとする。あの日から5年、高齢で、とくばる人が相次ぐ中、余りにも非情で、非科学的な控訴だ。

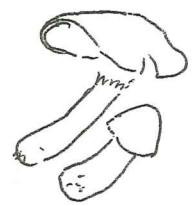
「黒い雨」訴訟を巡る一審広島地裁判決と被告側の控訴理由書

	広島地裁判決	控訴理由書
黒い雨と放射性降下物による健康被害の可能性	黒い雨には放射性微粒子が含まれていた。原告の疾病は黒い雨を浴びたこととの関連が想定され、被爆者に該当する	黒い雨は火災のすすと雨が一緒に降ったもの。原告が浴びた場所での放射性降下物が降ったという科学的知見はない。健康被害を生じる可能性のある放射線の影響を認めることは困難
内部被曝の危険性	放射性微粒子を体内に摂取することで、少量引き起こす恐れがある	被曝線量が重要。低線量被曝は人体に健康影響を与えないことも十分考えられる

「ことは困難」としている。地裁判決が少量の放射性微粒子を体内に取り込んだことによる内部被曝の危険性に言及した点については「被曝線量を考慮していない」と反論。長崎原爆を巡って健康被害が生じる可能性があるある被曝線量の線引きを示し、最高裁も追認した長崎被爆体験者訴訟の福岡高裁判決（2018年12月）を示し「低線量被曝では人体の健康に何ら影響を与えないことも十分に考えられる」とした。

地裁判決は放射性微粒子を含む黒い雨は国の援護対象区域より広範囲に降ったと認定。黒い雨を浴びたことと原告の疾病の関連が想定されるとし、原告全員を被爆者と認めると判断した。市と県、訴訟に参加する国は8月に控訴し、国は並行して援護対象区域について拡大を視野に検証を進めることとしている。

(松本輝)



10月20日 熊本一規さんを中心 勉強会の報告

三浦のメモが
まちからこいたらコメンバが

- 昨年中電は県漁協と四代漁協の同意書をとって、県にポーション許可を申請した。県は「一般海域の利用に関する条例(平成10年山口県条例第3号)第3条1項の規定に基づき許可したというが、「どの条文か」と聞くと答えられない。「県条例の運用が。」とくり返すのみ。県は法律に従って仕事しているのだから
- 山口県はポーション調査の際には中電が一定の海域を排他的に使用し、その海域では祝島の漁民が漁をしていることは知っていると、同意が得られないと知っているのに、利害関係人であるにもかかわらず、同意書の中電に求めた。
- 漁業権とは排他的独占的権利ではなく、その漁業ができるという権利。その漁業を妨害された時にのみそれを排除する権利がある。
- 漁業権 漁業と自由漁業許可漁業は同じ重さを持つ。長年続けるとそれが生計を支えるものになれば、それは、財産権、生存権となる。
- 公と民の関係。県(公)が中電(民)に許可を出しても、実際には祝島(民)が同意しない限り、調査も埋立もできない。
- 民・民の関係にこそ突所及口がある。
- 実際に現場で、法的な正当性を主張することの大事。法的に正しいと確信を持つている方が勝つ。
- 裁判(公)で負けると現場では勝つ。裁判が正しいとは限らない。特に漁業の場合裁判官は、漁業のことなど知らないので、おかしな判決が出ることも多い。これをきちんと論破して、現場の自分たちの方が正しいという確信を持つことと勝つ。
- 普通に平然と漁をする、普通に暮らしていることが一番強い。
- 埋立法は、いくらでも延ばせるような法律だから、埋立法の裁判で負けると落ち込むのはいい。
- 感想 — 法律を正しく知ることと大事。環境えりきょう調査の時はいくつも機動隊が来た。ゴボウ抜きされた。311の直前、浜に来たのは600人の警備員だった。